経済産業省

資料３

第10回　送配電網の維持・運用費用の負担の在り方検討ＷＧ
事務局提出資料

平成３０年２月８日（木）

電力・ガス取引監視等委員会
Electricity and Gas Market Surveillance Commission

資料の構成

1．送配電関連設備に係る費用の利用者間の負担に関する課題と論点について

・これまでの検討状況

・さらに検討を深めるべき論点

２．参考資料

検討すべき論点(第6回WG提示) 抜粋 (1/2)

- 第6回WGで整理した以下の課題と論点について、第7回WGでは具体的な制度設計の選択肢を想定して御議論いただいた。

1. 送配電関連設備に係る費用の利用者間の負担に関する課題と論点

＜課題＞

✧ 送配電関連設備は、一般送配電事業者が小売事業者に対して託送供給を行う場合、発電事業者に対して電力量調整供給を行う場合に利用される。

✧ これまでは送配電関連設備の費用は、接続時の発電事業者による特定負担を除き小売事業者が一律に基本料金・従量料金で負担する構造となっている[1]。

✧ 他方で、需要が伸び悩む一方で、電源の連系ニーズ増大により送配電関連設備を増強しなければならない場合が増加していること等を踏まえ、以下のような点について、送配電関連設備に係る適正な費用負担の在り方が課題となっている。

1) 原則一般負担となる基幹系統等に係る送配電関連費用が、発電事業者の電源開発により上昇し、直接的に当該電源や設備から受益しない小売事業者も含めて負担が増える可能性がある。

2) 特定の発電設備設置者が受益している場合には、受益の範囲に応じて特定負担とされているが、自然変動電源については適地も限られる中で発電事業者負担が大きくなり、再生可能エネルギーの促進を阻害する可能性がある。特に、基幹系統の増強費用の一般負担の上限額が設備利用率に応じて設定されていることについては、託送料金による費用回収額に応じて上限設定がなされている点で合理的であるが、設備利用率が低く規模も小さい自然変動電源にとって、基幹系統の増強を伴うような接続は困難になっているとの指摘がある[2]。こうした中で、コスト効率的な設備形成に資する適切な負担と再生可能エネルギーの促進をどのように両立させていくかが課題となる。

1 発電事業者は、インバランスに係る費用は従量料金として負担しているが、料金を通じては設備に係る費用の負担はしていない。
2 託送料金体系に基づき、1kWの発電設備から生ずる電気を受け取る需要家の平均負担額（電圧階級及びエリアごとの平均。発電設備の設備利用率が高いほど負担額は大きくなる。） を基準として、発電設備の設備利用率に応じた上限額を設定している。

検討すべき論点(第6回WG提示) 抜粋 (2/2)

- 第6回WGで整理した以下の課題と論点について、第7回WGでは具体的な制度設計の選択肢を想定して御議論いただいた。

（前項の続き）

＜論点＞

✧ こうした課題に対して、検討すべき論点として、以下のような議論があった。

A) 現行制度においても、発電事業者は特定負担を求められることから非効率な設備形成には一定の歯止めがかかると評価することもできる。こうした前提の下、再生可能エネルギーの促進の観点から自然変動再生可能エネルギーの発電事業者が負う特定負担を軽減することは適切か、また、仮に軽減する場合、その負担を誰が負うかの整理が必要となる。

B) 小売事業者、特定の発電事業者の負担に加えて、一般負担による基幹系統等の増強により受益する供給エリア内の系統利用者である発電事業者による負担（発電側課金）を追加することで、より受益に応じた負担となる可能性がある[3]。他方で、発電側課金の小売事業者への転嫁や、現行制度に基づいて長期にわたる電源投資をした既存発電事業者の負担の在り方について、慎重な検討が必要となる。

3 その場合、送配電関連費用負担の在り方が変わることから、現行制度を前提として設定されている電源種ごとの基幹系統の一般負担の上限額の在り方に留意する必要がある。

送配電関連設備に係る費用の利用者間の負担：制度設計の選択肢

- 第6回WGで整理した「検討すべき論点」について議論を深めるため、制度設計の選択肢を検討するための要素は以下のとおり。

	検討を深めるための要素
a.送配電関連設備の利用類型と費用負担の考え方	1. 送配電関連設備の利用類型と費用負担構造について 2. 発電者が負担する費用の範囲の考え方
b.発電側基本料金を導入する場合の課金方法、対象事業者の考え方	1. 課金方法、対象事業者

a-1. 送配電関連設備の利用類型と費用負担構造

- 現行、送配電関連設備の費用は、電源接続時の発電事業者による特定負担分を除き、小売事業者から託送料金にて負担している。
- ただし、今後の系統需要はほぼ横ばいが見込まれる一方、電源接続ニーズが増大しており、電源起因による送配電設備の増強にともない費用が増加する可能性があるため、受益と負担の公平性等の観点から、当該費用の負担の在り方について検討を深めるべきではないか。

送配電設備の利用類型

- 送配電事業者は小売事業者から発電所で受電し需要家に対し供給（託送供給）
- 送配電事業者は発電事業者に対して、自ら調達した調整電源等を活用して発電事業者にインバランスを供給（電力量調整供給）

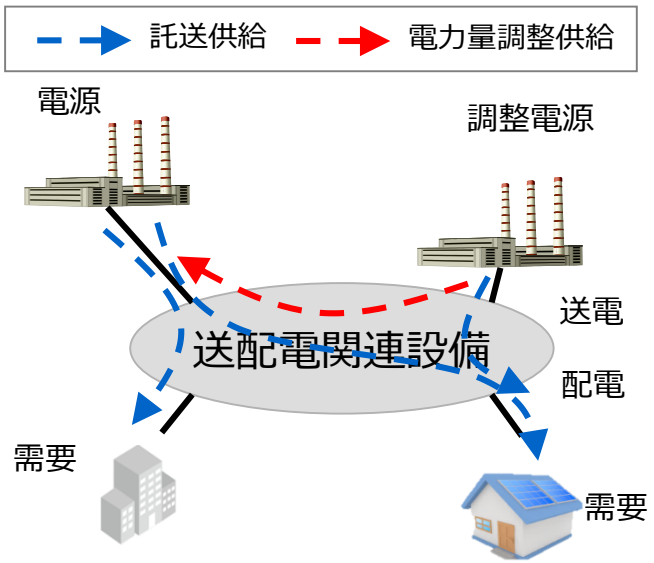

送配電設備に係る費用と負担の構造

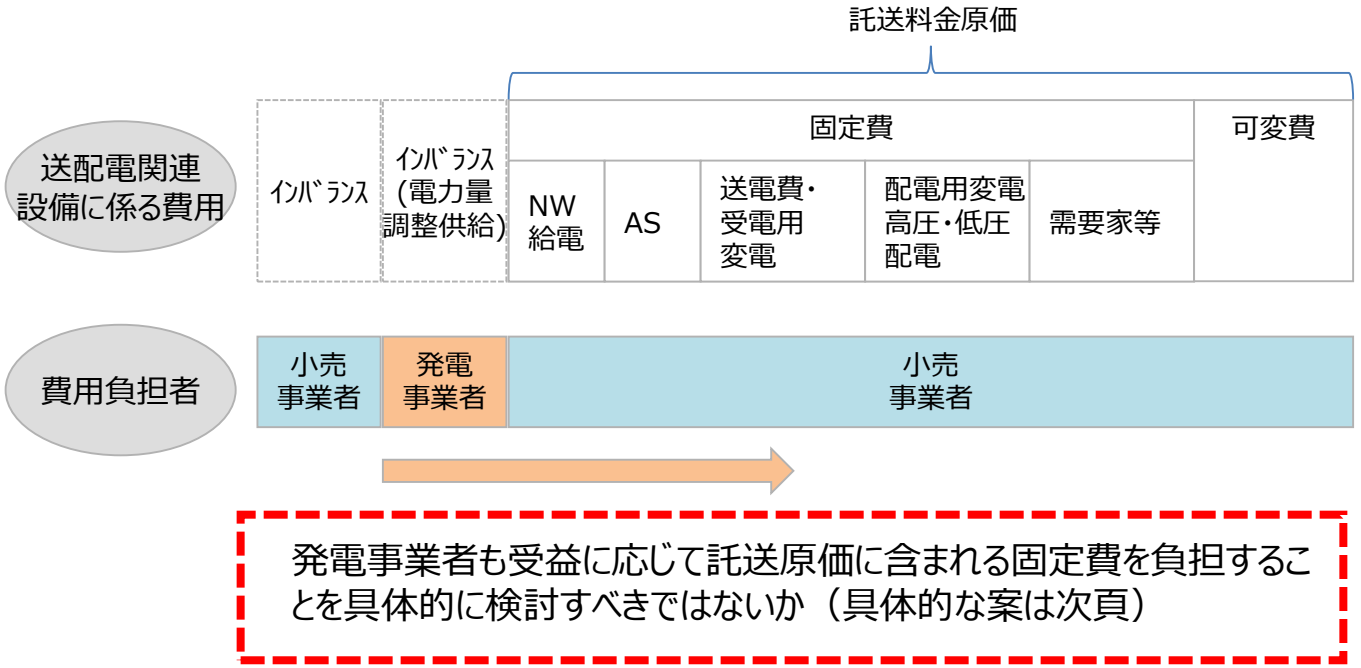

発電事業者も受益に応じて託送原価に含まれる固定費を負担することを具体的に検討すべきではないか（具体的な案は次頁）

a-2. 発電事業者が負担する費用の範囲の考え方

- 費用と受益の関係性及び負担水準の両面から考えると、まずは案３をベースに論点を深めるための制度設計案を検討してはどうか。

		費用と受益の観点から関連コストを積み上げ			案4:発電事業者へのｲﾝｾﾝﾃｨﾌﾞの観点から決定
		案1:アンシラリー関連	案2:案1+基幹系統のコスト	案3:案1+送電費及び受電用変電ｻｰﾋﾞｽ費の一定割合	
考え方		• アンシラリーサービス(AS)及びNW給電は発電・小売双方が等しくサービスを受けていると考える	• AS、NW給電は発電・小売双方が等しく受益 • 基幹系統は主に発電事業者が接続していることから、発電が主として受益していると考える	• AS、NW給電は発電・小売双方が等しく受益 • 送電網は発電・小売双方で等しく利用していると考える	• 発電事業者の電源投資に立地等のインセンティブを働かせる観点から、負担水準を考える
発電事業者の負担する費用の例		AS費及びNW給電費1の発電負担比率※1	案１のコスト＋送電費及び受電用変電費2のうち、基幹系統部分の費用	案1のコスト＋送電費及び受電用変電費2の発電負担比率※1	–
評価	費用と受益の関係性	• **送配電関連設備を利用する電力量調整供給が、送電設備の固定費を全く負担しない**ことは、受益と負担が適合しない可能性 • 対象費用について発電・小売でkW当たりの負担額が同じになる	• **託送供給が、基幹系統の固定費を全く負担しない**ことは、受益と負担が適合しない可能性 • 対象費用について**発電・小売でkW当たりの負担額が等しくならない**	• **託送供給が主として利用している配電網以下以外の固定費を発電・小売で負担する**ことは、一定程度受益と負担が適合しているといえるのではないか。 • 対象費用について発電・小売でkW当たりの負担額が同じになる	• 電気事業法で求められる**料金の適正性との関係で整理が困難**
	発電側からの回収規模（発電事業者の負担水準）	• 全10社の託送原価の約2%（数十円程度/kW・月）	• 全10社の託送原価の約16%（200円程度/kW・月）	• 全10社の託送原価の約13%（150円程度/kW・月）	• –

※１　発電負担比率の考え方は次頁参照
※２　本試算は2015年の全社の費用をベースに簡易な試算を行ったもので実際に設定される料金と異なるもの。事業者によって費用構成等が異なるため、負担水準は異なる可能性あり

現在の費用構成イメージ：電力10社合計

第7回送配電WG
資料抜粋

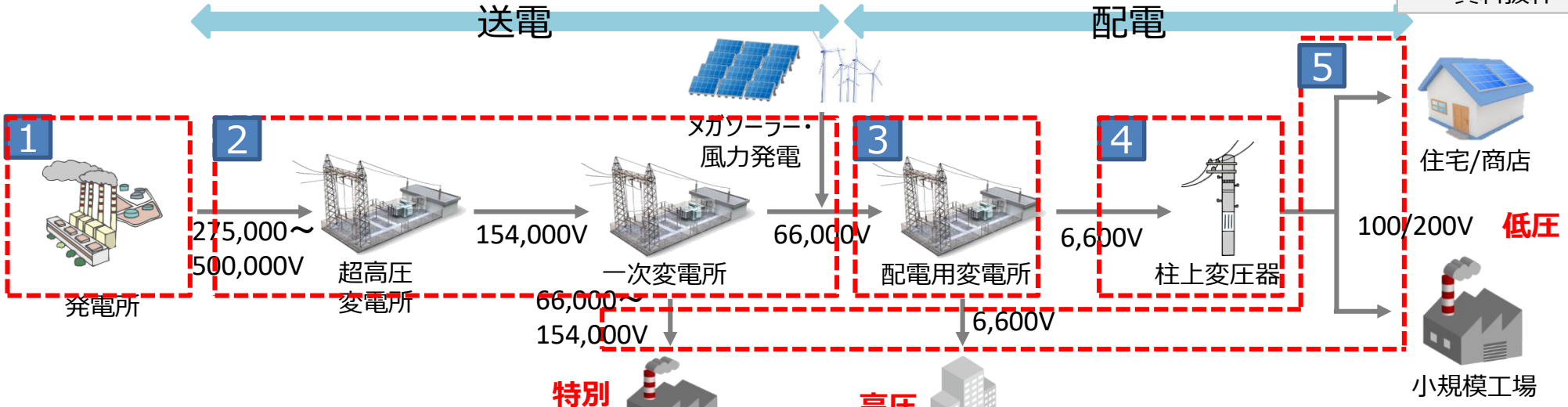

※当該金額は可変費込み
（課金対象原価はこのうち固定費のみ）

	離島供給費	給電費	アンシラリーサービス費	送電費	受電用変電費	高圧配電費	配電用変電費	低圧配電費	需要家費	保留原価等	合計
		1		2		3		4	5		
原価(億円)	656	835	1,773	10,594	3,753	2,201	10,807	4,250	6,076	3,883	44,835

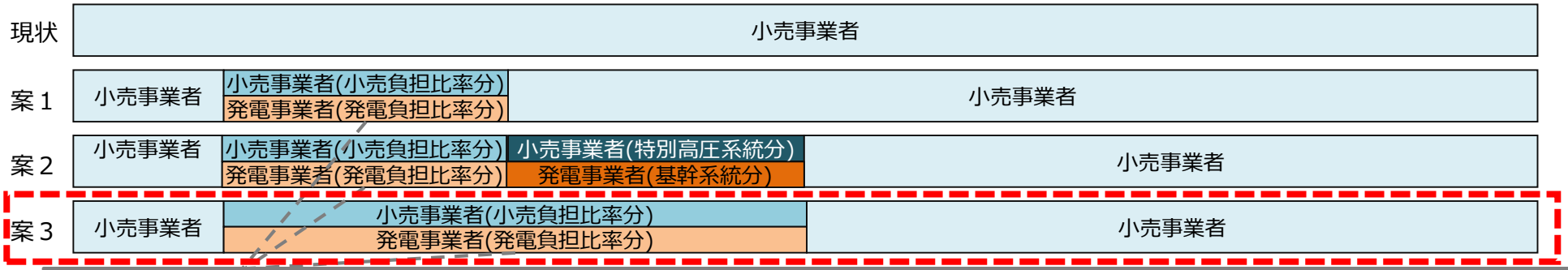

※発電負担比率についての考え方
- 小売（託送供給）・発電（電力量調整供給）いずれも利用している設備の固定費の負担割合としては、単純に発電全体の負担額と小売全体の負担額を1:1とする考え方や、kW（小売kW、発電は最大受電電力kW)の比とする考え方がある
- 発電も小売もkW当たりの固定費に与える影響が基本的に同じであるとすると、発電も小売もkW当たりの負担が等しくなるように、発電・小売のkW比で按分することが適切と考えられる（発電全体と小売全体で1:1とする場合は、各供給エリアの発需バランスにより、kW当たりの負担額が異なってしまう）。その場合も、基幹系統と基幹系統以外で発電と小売のkW比が異なることもあるため、実態をよく見ながらきめ細かく設定することが必要

b-1. 対象事業者、課金方法

第7回送配電WG
資料一部修正

- 仮に発電側料金を設ける場合は、受益と負担の観点から、また特定の電源に有利・不利が生じないよう、系統に連系している電源全てを対象としてはどうか。
- この考え方に基づき、再生可能エネルギー電源については、以下の整理に基づき、関連の場で検討されることが必要。
  「関連する課題の一つとして、効率的な系統整備と再生可能エネルギーの促進が挙げられる。この課題は、国民負担を最小にしつつ再生可能エネルギーの最大限の導入を図るために両立させなければならない重要なものである。再生可能エネルギー促進策の検討に当たっては、必要な対策について、本見直しの検討状況も踏まえた検討がなされるよう要請する。」（第6回送配電WG 検討すべき論点より抜粋）
- 「電力需要が伸び悩んでいる状況で、需要実績が想定を下回るようなことになれば、安定的な固定費回収がなされなくなり、将来的に送配電設備の形成に支障をきたすおそれがある。」として適切な固定費回収方法を論点として挙げているところ、課金方法としてはkWに応じた基本料金として設定し、託送料金における基本料金の扱いと同様にしてはどうか。
- 自家発については、系統から小売供給を受けており、小売事業者を経由して託送料金を負担していることから、小売側の契約で負担していない部分についてのみ発電者として負担を求めることが基本ではないか。その際、アンシラリーサービス、NW給電については、自家消費の電力も含めて受益していることから、自家発の電源出力に応じて負担すべきではないか。

参考① 託送料金における基本料金の扱い

契約	• 託送供給の開始日から基本料金が発生 • 契約者からの申出がなければ自動継続 • 1カ月全く不使用の場合は、基本料金を半額に減額
支払	• 毎月払い（原則検針日に支払義務が発生し、その翌日から起算して30日目が支払期限）

参考② 諸外国における発電側課金の扱い

課金単位	• 英国：送電設備の費用　容量課金(kW課金) • スウェーデン：送電設備の費用　容量課金(kW課金) 送電ロス補填費用　従量課金(kWh課金)
ACERの見解	• 発電側課金については、費用を反映した上で、ヨーロッパを通じて可能な限り整合的な形で、効率的に適用されるべき • 従量料金の発電側課金はインフラコスト回収のために活用すべきでない

出典:ACERレポート（SCOPING TOWARDS POTENTIAL HARMONISATION OF ELECTRICITYTRANSMISSION TARIFF STRUCTURES）

資料の構成

1．送配電関連設備に係る費用の利用者間の負担に関する課題と論点について

・これまでの検討状況

・さらに検討を深めるべき論点

2．参考資料

さらに検討を深めるべき論点：自家用発電設備の取扱い(1/1)

- 仮に発電側基本料金を導入する場合における自家用発電設備の取扱いについて、どのように考えるべきか。

【系統設備関連費用の負担の在り方に係る論点】

- 自家発については、系統から小売供給を受けており、小売事業者を経由して託送料金を負担していることから、小売側の契約で負担していない部分のみ発電者として負担を求めることが基本ではないか
- 他方で、自家発保有者は、発電者及び需要家の両面で系統設備からそれぞれ裨益していることから、発電側と需要側について、それぞれ別々に系統設備費用を負担すべきではないか、という指摘をどう考えるか
- 緊急時のみ自家発電設備の電気を系統に逆潮させる場合であっても、当該kW分について、発電者として費用負担する必要があるのか

さらに検討を深めるべき論点：自家用発電設備の取扱い(2/2)

- 仮に発電側基本料金を導入する場合における自家用発電設備の取扱いについて、どのように考えるべきか。

【アンシラリーサービス等の負担の在り方に係る論点】

- アンシラリーサービス、NW給電については、自家用発電設備の自家消費に相当する電力も含めて周波数の安定を受益していることから、自家用発電設備の電源出力に応じて負担すべきではないか
- 他方で、アンシラリーサービスについては、自家用発電設備が兼ね備える機能によって、発電者としての受益の程度は異なるのではないか、自家用発電設備も機能によって周波数の安定に貢献しており、その評価が行われるべき、という指摘をどう考えるか

(注)現在、資源エネルギー庁の審議会において、需給調整市場の創設を踏まえた関連制度の議論が行われており、それらと整合的な検討が必要

(参考)系統との接続イメージ

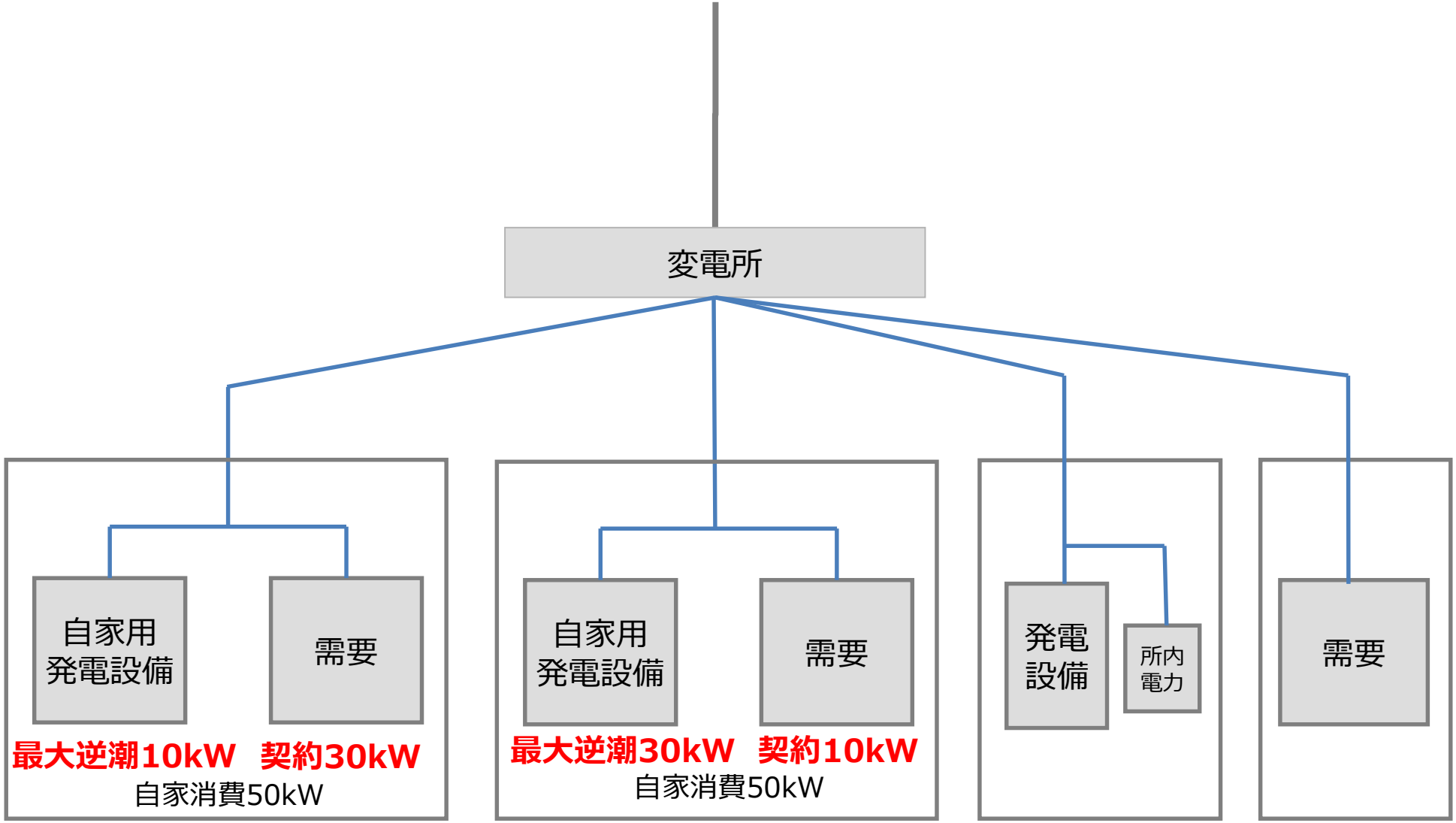

(参考)託送原価におけるNW給電費、AS費の内訳（アンシラリーサービス関連）

- 現在、NW給電費、AS費として託送原価に算入されている費用の内訳は以下のとおり。

費用項目			概要
NW給電費			・送電ネットワークを安定維持させるための給電指令（監視・制御）にかかるコスト(中央給電司令所の費用等)
AS費	周波数制御・需給バランス調整	固定費	・周波数制御機能を担う水力・火力設備の固定費のうち必要な容量分（kW）
		可変費	・調整出力の上げ代を確保しておくための費用
	その他	潮流調整	・電気の供給、荒天等による送配電設備の事故等が生じた場合においても電気の安定供給を確保するために行う電気の潮流の調整
		電圧調整	・電源の稼働状況や需要の分布により、電圧上昇や下落が発生する場合の調整（水力発電機による調相運転[1)]や電圧維持のための発電機の運転 等）
		マストラン電源	・周波数制御・需給バランス調整や供給力の確保以外の目的で、稼働が必要となる電源(うち、潮流調整や電圧調整のために稼働した部分について託送原価に計上)
		系統保安ﾎﾟﾝﾌﾟｱｯﾌﾟ	・軽負荷時に送配電設備事故等に伴う電源脱落が起きた場合に、即座に対応できる上げ代の不足により、周波数を元に戻せない場合がある。このような場合に備え、揚水発電機にてポンプアップしたコスト
		ブラックスタート	・広範囲の停電が起こってしまった際に、外部からの電源供給なしに発電を開始する業務。例えば、一部の揚水発電所又は水力発電所では、自家発設備や燃料を有しており、これによって、所内電力を確保し、発電機を起動することが可能

注１：夜間等の軽負荷時に、系統電圧が上昇してしまった場合に、水力発電機を空回しすることにより、系統電圧を下げ(上げ)ることができる
出所：第7回電気料金審査専門会合資料から作成

(参考)調整力に関する検討状況

- 一般送配電事業者が周波数制御・需給バランス調整を行うために調達する調整力に関しては、需給調整市場の創設を踏まえて、当該コストの負担の在り方等について議論されている。

需給調整市場の論点（４）

論点	現時点の検討の方向性	さらに検討を深めるべき事項
⑩調整力コストの負担のあり方	● 需給調整市場開設後、一般送配電事業者が調達する調整力のコストは、基本的にインバランス料金の形で系統利用者から回収(一部は、託送料金を通じて回収される)。 ● インバランス料金については、一般送配電事業者が調整力コストを過不足なく回収できるものとする観点から、需給調整市場における調整力コストを指標とすることを基本とする方向で引き続き検討。 ● 需給調整市場における価格をインバランス料金に反映させる際には、系統利用者の計画遵守インセンティブにも配慮することを基本とする方向で引き続き検討。 ● 再生可能エネルギーに対応する調整力については、どの程度必要となるのかを可能な限り定量的に分析する手法を検討し、その上で、定量的に把握できるのであれば、当該調整力に係るコストの負担の在り方についても検討。	● 需給調整市場開設後のインバランス料金は、①一般送配電事業者が調整力コストを過不足なく回収でき、②系統利用者に対して需給調整の円滑化に向けた適切なインセンティブとなることを基本とし、基本政策小委員会にて検討。

出所：総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会 電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「中間論点整理（第２次）」概要資料（平成29年12月）抜粋

資料の構成

1．送配電関連設備に係る費用の利用者間の負担に関する課題と論点について

・これまでの検討状況

・さらに検討を深めるべき論点

2．参考資料

仮に発電側基本料金を導入した場合の契約関係、お金の流れのイメージ

- 6月12日の「検討すべき論点」において、「発電側課金の小売事業者への転嫁や、現行制度に基づいて長期にわたる電源投資をした既存発電事業者の負担の在り方について、慎重な検討が必要となる」「特に、kWh単位で取引される卸取引所における転嫁については、他の市場設計との関係に留意しつつ丁寧な検討が必要となる」としている。

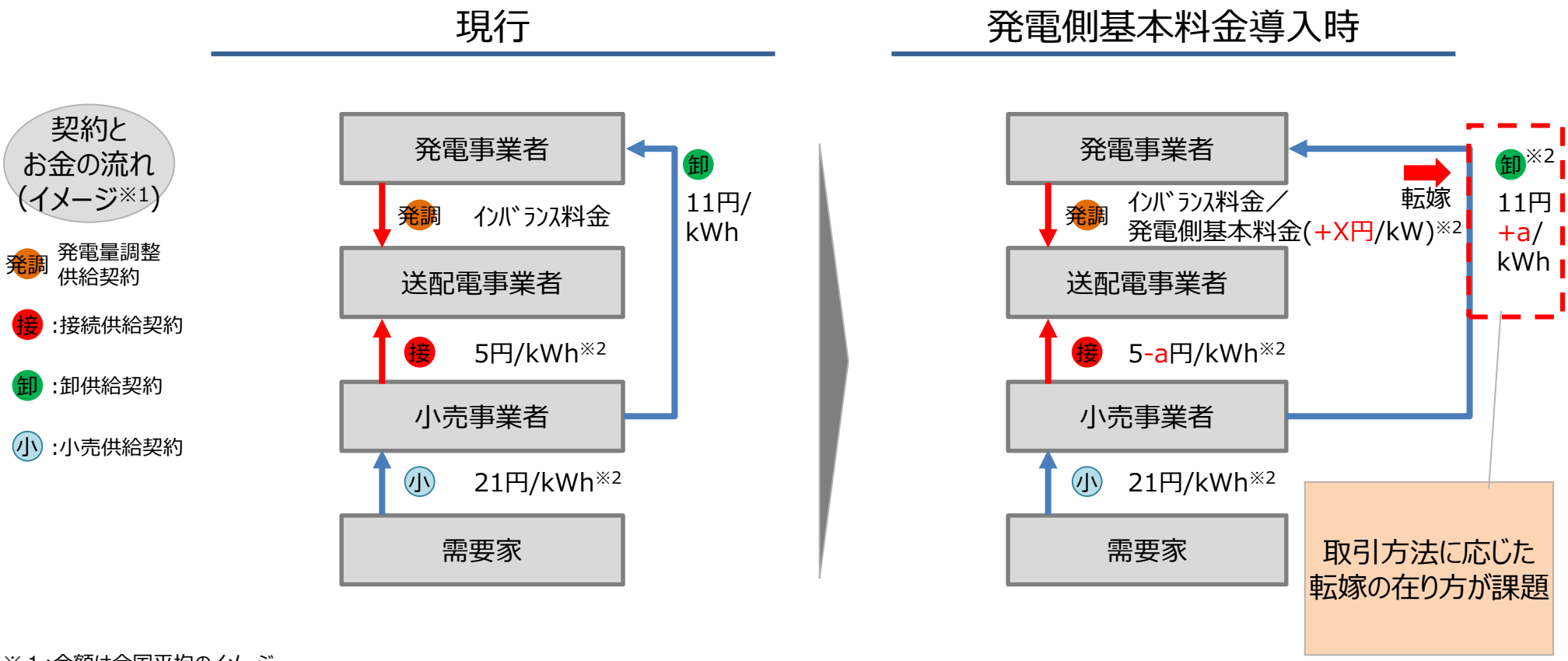

※1：金額は全国平均のイメージ
※2：接続供給契約、卸供給契約、小売供給契約は、一般的には基本料金と従量料金を組み合わせているが、簡素化して示している

既存相対契約における転嫁措置の考え方

- 発電側基本料金を導入する場合には、既存相対契約については、契約の見直しが行われないと制度変更に伴う負担を発電事業者が一方的に負わされることになることから、小売向けの託送料金が減額されることを踏まえ、発電と小売との協議が行われることが適当である。

現行の発・小の卸供給契約の例

ポイント

- 基本料金(円/kW・月)と従量料金(円/kWh)で契約することが一般的

イメージ

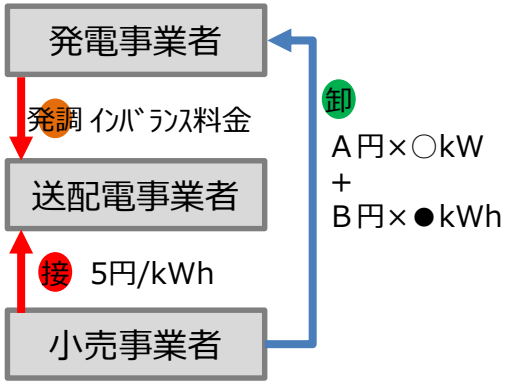

発電側基本料金導入後の費用負担

- 契約の見直しが行われないと制度変更に伴う負担を発電事業者が一方的に負わされることになる

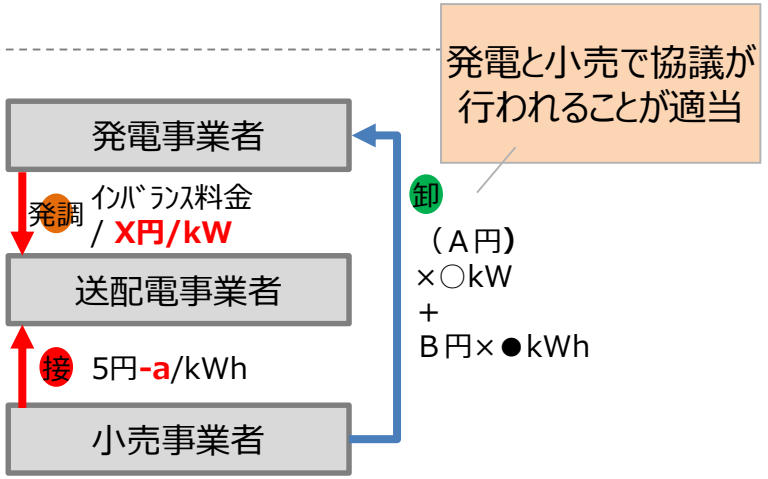

注：kWh単位で取引される卸取引所における転嫁については、他の市場設計における発電事業者の固定費回収の前提に留意しつつ、引き続き丁寧な検討を進める必要がある

a,b. 系統設備投資効率化・送電ロス削減に対するインセンティブの基本的考え方（発電側基本料金を導入する場合）

- 発電側基本料金を導入する場合は、基幹系統の将来的な投資を抑制し、送電ロスを削減する効果のある電源に対して、基幹系統の固定費の一部の割引（基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引）、特別高圧の将来的な投資を抑制する電源については特別高圧系統の固定費の一部の割引（高圧・低圧接続投資効率化割引）を付与し、系統設備投資抑制・送電ロス削減に資する地点への立地を促してはどうか。

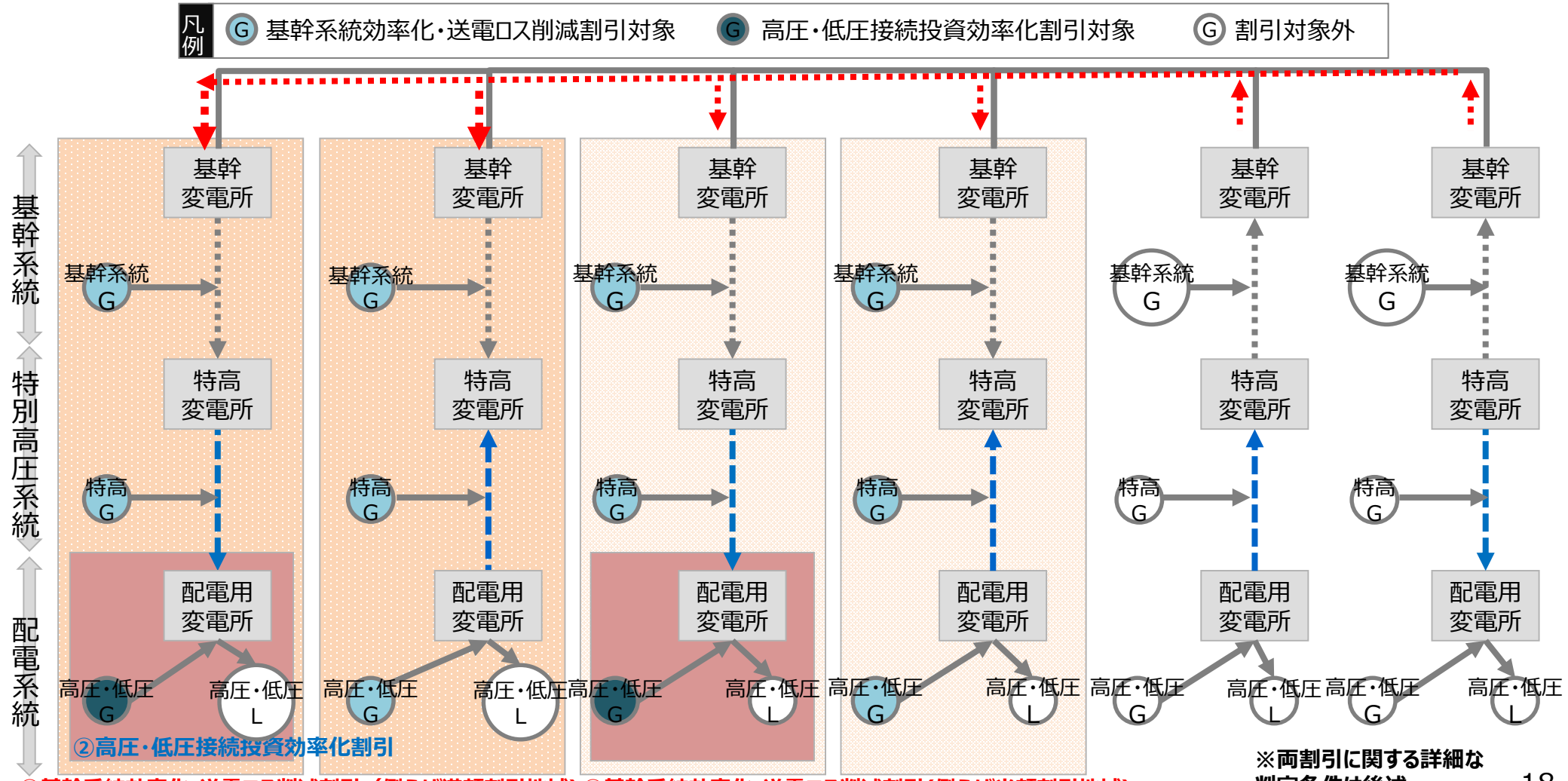

※両割引に関する詳細な判定条件は後述

a.基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引の制度案 (発電側基本料金を導入する場合)

第9回送配電WG
資料抜粋

- 前回議論を踏まえ、基幹系統の投資抑制効果の評価については、各基幹変電所・開閉所に電源容量(kW)を仮に限界的に追加した場合に想定される各供給エリアの基幹系統の潮流が、どの程度変化し、仮に潮流変化を解消する場合に標準的にどの程度費用がかかるかを試算したもので評価してはどうか。
- 送電ロス削減効果の評価については、各基幹変電所・開閉所に電源容量(kW)を仮に限界的に追加した場合に想定される各供給エリアの基幹系統の潮流変化が、送電ロスをどのように変化させるか、それを調達する場合に標準的にどの程度費用がかかるかを試算したもので評価してはどうか。
- 両者を総合的に評価することとし、具体的には、両者の合計値を「限界送電費用」として、それをもとに以下のように割引対象地域、割引単価を設定してはどうか。
  - 基幹系統投資抑制効果:空き容量なし基幹系統全ての「潮流変化(ΔkW)×距離(km)×線種毎の標準年経費(円/kW・km・年)」の総和
  - 基幹系統のロス削減効果:基幹系統全てについての「ロス変化量(ΔkWh)×標準的ロス調達費(円/kWh)」の年間総和

基幹変電所・開閉所単位の限界送電費用(イメージ)

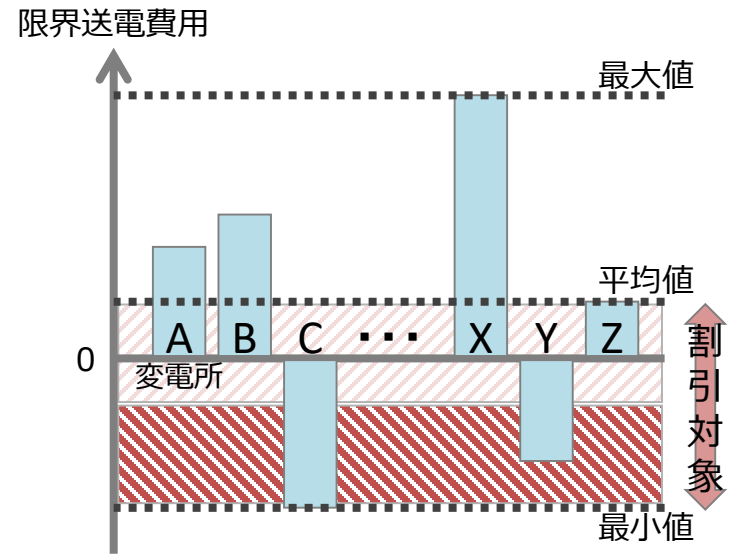

割引対象地域

- 割引対象地域について、限界送電費用が供給エリア内の平均値を下回るエリアは相対的に投資抑制効果、送電ロス削減効果がある地点であることから割引対象としてはどうか
- 割引料金の段階は、多段階にすれば投資抑制効果・送電ロス削減効果をきめ細かく示すことができる反面、適用される料金が煩雑になる可能性があることから、最下位グループと下位グループに分け、例えば、前者には満額、後者には半額の割引とするなど、2段階の割引料金を適用してはどうか

割引単価

- kW当たりの割引単価は、発電側基本料金との整合性を図る観点から、基幹系統の減価償却費及び事業報酬のうち発電側基本料金で回収する金額を発電側kWで除した金額をkW当たりの割引単価の最大値(発電側基本料金がp10の案3の場合、約2割程度)として2段階で設定してはどうか
- また、需要地近接性評価割引制度と同様、基幹系統接続電源の割引は特別高圧接続電源の割引単価の1/2としてはどうか

※なお、割引対象地域の判定について、送電ロス削減効果を評価するものの、現行制度では送電ロスは小売事業者が負担者であることから、想定される送電ロス削減費用は、発電事業者への割引単価には含めないこととし、送電ロスの補填・負担の在り方とあわせて継続的に検討することとしてはどうか

b. 高圧・低圧接続投資効率化割引の制度案（発電側基本料金を導入する場合）

- 前々回の議論を踏まえて、特別高圧系統の投資抑制効果の評価としては、基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引の適用対象地域かつ、「下位系統からの逆潮流が恒常的に発生していない地域」としてはどうか。

割引対象地域	• 具体的には、以下の条件を全て満たす地域を割引対象地域としてはどうか 1. 基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引の対象地域であること（判定条件の詳細はp14） 2. 代表的な断面（例えば、「重負荷断面」または「最過酷断面」）において、特別高圧に対して逆潮流していないこと 3. 空容量マップにおいて、空き容量がゼロより大きいところ • ただし、配電用変電所単位での評価については、配電用変電所の数が多いこと、下位系統は基幹系統に比べて複雑な構造にあり、実態と乖離したり、対象が複雑化しすぎる可能性があるため、その場合には、需要地近接性評価割引制度のように、行政区分等の手法についても、引き続き検討することとする • 基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引対象との関係は次ページ参照
割引単価	• kW当たりの割引単価としては、特別高圧の減価償却費及び事業報酬のうち発電側基本料金で回収する金額を発電側kWで除した金額を割引単価（p10の案3の場合、約2割程度）としてはどうか • 割引対象地域の評価を詳細に行うことは基幹系統投資効率化送電ロス削減割引に比べて困難であること、制度の簡潔性の観点からは、対象電源については、単一の割引料金を適用することとしてはどうか

a･b 割引制度の対象範囲(新規･既存)について (発電側基本料金を導入する場合)

- 対象電源を新規のみとするか、既存も対象とするかについては、割引対象電源により期待される効果の評価、割引制度間の整合性、既存の需要地近接性評価割引制度との整合性を踏まえて検討してはどうか。

御議論いただく上での論点

割引導入により期待される効果	・投資効率化・送電ロス削減に資する地点への電源立地の誘導の観点からは、新規電源に比べて、既に立地が決している既存電源に対して割引を適用しても誘導効果は小さいのではないかとの意見がある ・他方で、既存電源に対しても、割引対象地域とそれ以外の地域で、送電容量を維持するための固定費(発電側基本料金）に差をつけることで、割引対象地域外における廃止に際してのインセンティブ、割引対象地域における維持のインセンティブとなることが考えられ、中長期的には供給エリア全体での投資抑制・送電ロス削減効果があるといえるのではないか
その他	・基幹系統投資効率化・送電ロス削減割引と高圧・低圧接続投資効率化割引の対象電源は整合的である必要があるのではないか（両者とも新規のみを対象とするか、全電源を対象とするか） ・需要地近接制評価割引制度では既存電源も対象とされていることとの整合性をどのように考えるか

c. ノンファーム型接続に対する負担の在り方

- 既存系統を最大限活用する観点から、出力抑制を前提としたノンファーム型接続に関しては、技術面・運用面の検討状況を踏まえ、課金方法の検討を深めてはどうか。

	現行	ノンファーム型接続
概要	連系前に容量ベースで設備形成 (＝原則、接続後の電源制約なし)	事業者の合意の上、系統制約時の出力抑制を条件に電源連系を認める → 過剰な系統設備投資の抑制に貢献
イメージ	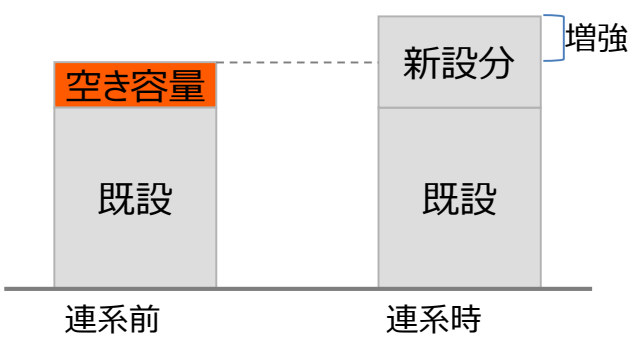	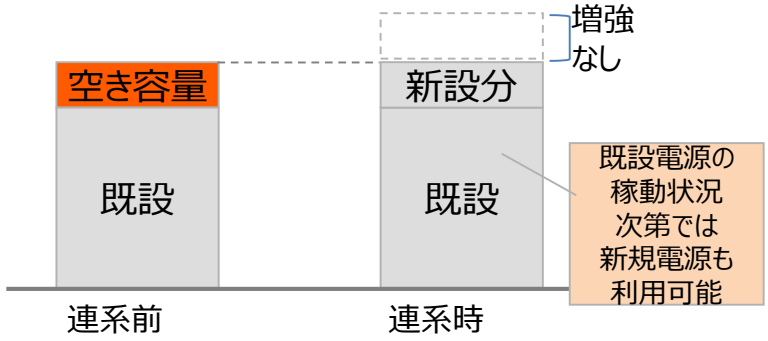
仮に発電側基本料金を導入した場合の扱い	発電容量に応じて課金	技術面・運用面の検討状況を踏まえ、課金方法の検討を深める

電力需要の動向に応じた適切な固定費回収方法：課題と基本的な考え方

- 固定費の基本料金回収率を向上させる方向で、具体的方法について検討を深めていくべきではないか。

課題

- 送配電網関連費用のうち固定費は約8割を占めるにもかかわらず、現行の託送料金では基本料金での回収が約3割であり、残りは需要に基づく従量料金により回収
- 今後、需要の減少や自家発が普及する状況では、①固定費の回収不足、②固定費負担の不公平が発生する懸念
- 固定費が安定的に回収できないと、安定供給に必要な送配電網の維持・運用について、将来的に支障をきたす可能性がある
- このような状況下においては、**需要家に対して効率的なネットワーク利用を促すようなインセンティブ**を検討すべきではないか

基本的な考え方（案）

- 発電事業者に対してkWに応じた発電側基本料金を設定し、小売事業者から基本料金回収率の向上を通じた**固定費回収**がより確実になることで、送配電事業者の収入変動リスクが緩和することから、**分散型電源等や高経年対策のためにも適正な設備投資**を進めることに寄与するのではないか(基本料金回収率の向上の考え方は次頁)
- また、小売料金の従量料金が低減する場合、需要家が消費電力量(kWh)を抑える省エネインセンティブが損なわれると考えられる一方、基本料金が上がることにより、**負荷平準化のインセンティブ**が働くことも考えられ、系統の効率的利用を促す観点からは基本料金回収率を上げる方向が望ましいのではないか

※ 小売側託送料金を通した需要家の立地に応じた託送料金水準のインセンティブについては**長期的検討課題**としてはどうか

電力需要の動向に応じた適切な固定費回収方法：基本料金での固定費回収率の向上の基本的な考え方（案）

- 仮に、①発電側の容量に応じて発電側基本料金を設定すること、②託送料金の基本料金引き上げ、従量料金引き下げにより基本料金回収率を上げる場合には、具体的な料金設定については、小売料金への影響を見極めつつ、慎重に検討すべきではないか。
  - その場合でも、低圧については託送料金が経過措置料金を上回らないように設定されていることを踏まえ、当面見直しを据え置くこととしてはどうか。

	①発電事業者：発電側基本料金を導入する場合	＋	②小売事業者：基本料金回収率を上げる場合
概要	• 発電側基本料金の導入する場合、送配電関連費の一部を発電側にて負担		• 固定費率を踏まえ、基本料金の回収率を引き上げる場合(小売の経過措置料金との整合には留意)
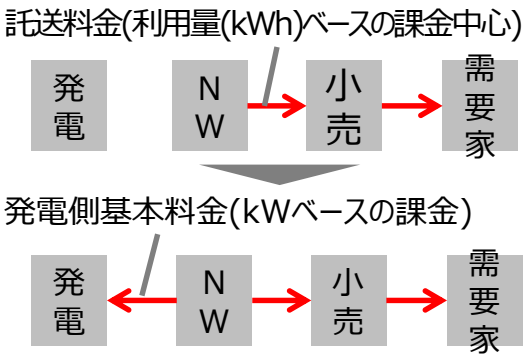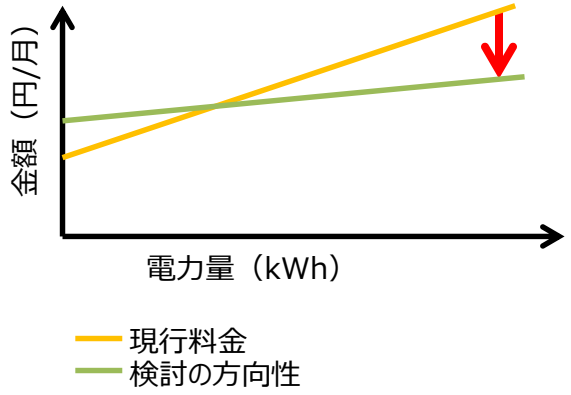
イメージ